

秋田県自然環境保全条例の改正について(概要)

1. 改正の趣旨

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりや、令和3年3月の「秋田県生物多様性地域戦略」の策定を踏まえ、自然環境保全地域が生物多様性の保全にとって重要な役割を担っていくことが必要とされていることから、秋田県自然環境保全条例を改正する。

2. 改正の主な内容

(1) 目的の改正

生物の多様性に関する社会的な要請の高まりなどを踏まえ、また、今回の条例改正においては、生態系維持回復事業等の生物の多様性を確保する措置を講ずることとしていることから、目的規定に生物の多様性の確保を追加する。

(2) 特別地域内の行為規制の追加

自然環境保全地域の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における次の行為を追加する。

- ①木竹を損傷すること。
- ②知事が指定する区域が本来の生育地ではない植物で、知事が指定するものを植栽し、又は種子をまくこと。
- ③知事が指定する区域が本来の生息地ではない動物で、知事が指定するものを放つこと。

(3) 生態系維持回復事業制度の創設

知事が定める生態系維持回復事業計画に基づき、自然環境保全地域の生態系を維持又は回復する事業を実施することができることとし、当該事業にかかる行為については、秋田県自然環境保全条例上の許可等を不要とする。

(4) 罰則の見直し

秋田県自然環境保全条例における罰金の額について、自然環境保全法や他都道府県の自然環境保全条例と同程度の水準に引き上げる。

(5) 経過措置

所要の経過措置を設ける。